告示

○法務省告示第二百八十七号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の市長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十四年八月四日から効力を生ずる。

平成二十四年七月十八日

法務大臣　滝　実

北海道富良野市長

○法務省告示第二百八十八号

愛媛県松山市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十四年七月十八日

法務大臣　滝　実

愛媛県温泉郡中島町大字津和地四百十一番地

玉井孫三郎

○法務省告示第二百八十九号

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十九年政令第三百二号）第一項（同令第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、同令第一項の事務を次のように指定する。

平成二十四年七月十八日

法務大臣　滝　実

登記所の事務	指定の効力が生ずる日
横浜地方法務局西湘二宮支局	平成二十四年八月一日
地図、建物所在図、地図に準ずる図、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	
さいたま地方法務局本庄出張所	平成二十四年八月一日
地図、建物所在図、地図に準ずる図、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	
水戸地方法務局下妻支局	平成二十四年八月一日
地図、建物所在図、地図に準ずる図、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	
静岡地方法務局	平成二十四年八月一日
地図、建物所在図、地図に準ずる図、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	
甲府地方法務局大月支局	平成二十四年八月一日
地図、建物所在図、地図に準ずる図、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	
長野地方法務局飯山支局	平成二十四年八月一日
地図、建物所在図、地図に準ずる図、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	
広島法務局尾道支局	平成二十四年八月一日
地図、建物所在図、地図に準ずる図、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	
広島法務局福山支局	平成二十四年八月一日
地図、建物所在図、地図に準ずる図、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	
松江地方法務局益田支局	平成二十四年八月一日
地図、建物所在図、地図に準ずる図、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	
長崎地方法務局佐世保支局	平成二十四年八月一日
地図、建物所在図、地図に準ずる図、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	
大分地方法務局日田支局	平成二十四年八月一日
地図、建物所在図、地図に準ずる図、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	
大分地方法務局宇佐支局	平成二十四年八月一日
地図、建物所在図、地図に準ずる図、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	
秋田地方法務局本荘支局	平成二十四年八月一日
地図、建物所在図、地図に準ずる図、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	
秋田地方法務局大曲支局	平成二十四年八月一日
地図、建物所在図、地図に準ずる図、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	

○外務省告示第二百四十三号

平成二十四年六月十四日にマプトで、モザンビーク共和国における「地雷除去計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　地雷除去計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　一億六千四百万円

3　署名者

日本側　橋本栄治在モザンビーク大使

国際連合開発計画側　ジェニファー・トッピング国際連合常駐調整官兼国際連合開発計画在モザンビーク事務所代表

平成二十四年七月十八日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二百四十四号

平成二十四年七月二日にプレトリアで、税関当局間の相互支援及び協力に関する日本国政府と南アフリカ共和国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、同日に効力を生じた。

平成二十四年七月十八日

外務大臣　玄葉光一郎

税関当局間の相互支援及び協力に関する日本国政府と南アフリカ共和国政府との間の協定

日本国政府及び南アフリカ共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、

関税その他の輸出入に際し徴収される税を正確に査定し、並びに禁止措置、制限措置及び規制措置の適正な執行を確保することの重要性を考慮し、

関税法令違反が、それぞれの国の経済、財政、社会、文化及び商業における利益を害するものであることを考慮し、

麻薬及び向精神薬の取引が公衆衛生及び社会に害を及ぼすことを考慮し、

知的財産権の侵害並びに偽造品及び違法に複製した物品の移動に関する懸念の増大を認識し、

それぞれの国の関税法令の適用及び執行に関する事項における国際協力の必要性を認識し、

関税法令違反に対する行動が、両税関当局間の緊密な協力により一層効果的に行われることができることを確信し、